

生駒市条例第 2 1 号

生駒市の特別職の職員で非常勤のものものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 0 年 5 月 1 2 日

生駒市長 山下 真

生駒市の特別職の職員で非常勤のものものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

生駒市の特別職の職員で非常勤のものものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和 3 1 年 1 1 月生駒市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、議会の議員が附属機関の委員その他の構成員を兼ねるときは、当該議会の議員には、当該附属機関の委員その他の構成員としての報酬は、支給しない。

別表中固定資産評価審査委員会の委員の項の次に次のように加え、防災会議委員の項から水道料金審議会委員の項までを削る。

附属機関の委員その他の構成員	日額 1 4 , 0 0 0
----------------	----------------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 2 0 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の生駒市の特別職の職員で非常勤のものものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生ずる報酬について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた報酬については、なお

従前の例による。